

岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務の名称

「岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務」（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、「後期高齢者医療制度（以下、「本制度」という。）」において運用する標準システムの機器更改等を行うことにより、引き続き、広域連合及び関係市町村における本制度の円滑な運営に資するため、最適な契約予定者を選定することを目的として必要事項を定めるものである。

3 業務の概要及び契約期間

本業務の概要と契約期間は次のとおりとし、機器更改等における本システムの稼働は平成 31 年 1 月とする。

N0.	業務の概要	契約期間
1	ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク機器一式の調達	平成 30 年 11 月 1 日から 平成 35 年 10 月 31 日まで (予定)
2	ハードウェアの設置に必要な備品等の調達	
3	1 及び 2 で調達した機器の保守業務	
4	ハードウェア、ソフトウェア及び標準システムの導入及びテスト	契約締結から平成 30 年 12 月 31 日まで (予定)
5	市町村用機器の設置と動作テスト	
6	ネットワークの接続及びテスト	
7	ハードウェア、ソフトウェアの操作説明書、その他ドキュメントの作成及び各種計画策定支援	
8	データ移行 及び 現行運用（資料作成）ツール移行	
9	ヘルプデスクサービス業務	
10	ハウジング	
11	機器更改後の標準システムの運用に対する提案	別途協議による

4 調達方式

業者選定にあたっては、高度な知識、技術、経験、運用及び保守の体制等を総合的に評価する必要があることから、プロポーザル方式を採用する。

5 参加資格に関する事項

プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「提案事業者」という。）は、次の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 岩手県内及びその他の自治体から、入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けていること。又は、それに相当する個人情報保護に関する認定を受けていること。

6 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| (1) 平成 30 年 4 月 30 日まで | 質問の受付期間 |
| (2) 平成 30 年 4 月 16 日～5 月 10 日 | 現地見学可能期間 |
| (3) 平成 30 年 5 月 16 日午後 5 時 | 申込書提出期限 |
| (4) 平成 30 年 5 月 16 日 | 質問の回答 |
| (5) 平成 30 年 5 月 22 日午後 5 時 | 提案書類提出期限 |
| (6) 平成 30 年 5 月 24 日 | 審査（プレゼンテーション）及び評価 |
| (7) 平成 30 年 5 月 29 日 | 審査結果通知 |
| (8) 平成 30 年 6 月 15 日 | 契約 |

7 参加手続き

提案事業者は、下記のとおり申込を行い、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 必要提出書類

ア 岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務に係るプロポーザル参加申込書（別記様式 1）

イ 岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務に係るプロポーザル参加資格確認資料（別記様式2）

(2) 申込書の提出期限

平成30年5月16日（水）午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

(3) 提出方法

必要提出書類を各1部ずつ持参すること（郵送等は受け付けない）。

(4) 提出場所

「14 問合先」参照のこと。

(5) 提案無効要件等

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行った場合。

オ 競争を制限する目的で他の提案事業者と参加意思及び提案内容について、相談を行った場合。

カ 優先交渉権者の選定前に、他の提案事業者に対して提案書等を意図的に開示した場合。

キ 提案事業者が連合し、又は不穏な行動をする等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められた場合。

ク 提案事業者（契約に関する権限を委任された受注者を含む。）が他の提案事業者（契約に関する権限等を委任された受注者を含む。）を兼ねていた場合。（同一代表者が複数の企業体で同一業務に参加することができない。）

(6) その他

ア 提出した書類に関して、説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ 期限までに申込書を提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、当該プロポーザルに参加することができない。

ウ 本プロポーザルの参加に係る経費は参加者の負担とし、広域連合は一切を負担しない。

エ 提出された書類は、返却しない。

8 提案書の提出

提案書は、別に示す「岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務基本仕様書」に基づき、次のとおり作成するものとする。

(1) 提案書（正本1部、副本10部、DVD-R等による電子データ1部）

ア 表紙及び提案書

表紙には提案者住所、名称、代表者名、押印（正本のみ）、連絡先、担当者氏名を記載し、提案書は、下表の内容を満たすこと。

記載事項	記載内容
共通事項	
実施計画	○システム構築、テスト及び運用支援等本業務全体に関して本県に即した実施計画を記載すること。
実績	○主要事業又は類似事業の実績（直近５年間）について記載すること。ただし、類似事業を記載する場合は、下請や再委託又は共同提案等を行う事業者の実績を記載することができる（事業者名を明記すること。）。
配置予定技術者の能力・人員配置体制	①保有する県内技術職員の能力・配置体制について記載すること。 （本業務受託後の予定の体制を記載することができる。但し、予定であることを明記すること。） ②記載内容には以下の内容を含むこと。 ・配置技術職員が保有する本業務に関する資格等
システムの環境構成に関する事項	
全体構成	①仕様要件を満たすことを前提として記載すること。 ②独自の提案については根拠、有効性を明確に記載すること。 ③標準システムが円滑に稼働し、使用者が得られる効果が損なわれないことを条件に（その根拠を明示すること。）、仕様を追加、変更若しくは省略することができる。
ハードウェア	
ソフトウェア	
ネットワーク	
安全性要件	
信頼性要件	
運用要件	
保守要件	①仕様要件を満たすことを前提として記載すること。 ②独自の提案について根拠、有効性を明確に記載すること。 ③記載内容には以下の内容を含むこと。 ・保守の方法や体制 ・障害対応の体制 ・保守拠点の住所と所属技術者 ④標準システムが円滑に稼働し、使用者が得られる効果が損なわれないことを条件に（その根拠を明示すること。）、仕様を追加、変更若しくは省略することができる。
標準システムの導入及びテスト作業	①本県に即した実施計画を記載すること。 ②仕様要件を満たすことを前提としながら具体的に記載すること。 ③独自の提案について根拠、有効性を明確に記載すること。
データ移行及び現	①本県に即した実施計画を記載すること。

行運用（資料作成） ツール移行又は作成	②仕様要件を満たすことを前提としながら具体的に記載すること。 ③独自の提案について根拠、有効性を明確に記載すること。
システム運用支援等に関する事項	
運用支援（全体構成）	①本県に即した実施計画を記載すること。 ②仕様要件を満たすことを前提としながら具体的に記載すること。 ③独自の提案について根拠、有効性を明確に記載すること。 ④記載内容には以下の内容を含むこと。 ・運用支援の具体的内容
操作説明書等の作成及び各種計画策定支援	①本県に即した実施計画を記載すること。 ②仕様要件を満たすことを前提としながら具体的に記載すること。 ③独自の提案について根拠、有効性を明確に記載すること。 ④記載内容には以下の内容を含むこと。 ・操作説明書、操作手順書の種類と内容 ・各種計画支援の種類と内容
ヘルプデスクサービス業務	①本県に即した実施計画を記載すること。 ②仕様要件を満たすことを前提としながら具体的に記載すること。 ③独自の提案について根拠、有効性を明確に記載すること。
ハウジング	①本県に即した実施計画を記載すること。 ②仕様要件を満たすことを前提としながら具体的に記載すること。 ③独自の提案について根拠、有効性を明確に記載すること。 ④記載内容には以下の内容を含むこと。 ・特記事項への対応について ・ハウジング施設について ・セキュリティ対策について
市町村等との連携・支援	○制度の趣旨を考慮し、市町村等との連携の考え方、内容について具体的に記載すること。
機器更改後の標準システムの運用に対する提案	①本県に即した実施計画を記載すること。 ②仕様要件を満たすことを前提としながら具体的に記載すること。 ③提案については根拠、有効性を明確に記載すること。

イ 見積書

次表の各見積書を提出すること。なお、様式は別記様式3から7までとする。また、任意様式にて、詳細内訳書を提出すること。

項番	契約件名	契約期間	備考
契約予定1	岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム賃貸借	平成30年11月1日から平成35年10	3業務の概要のNo.1からNo.3までの業務

		月 31 日まで	
契約予定 2	岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム更改等業務委託	平成 30 年 6 月 15 日頃から平成 30 年 12 月 31 日まで	3 業務の概要の No. 4 から No.10 までの業務
契約予定 3	岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム追加端末賃貸借	平成 31 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで	岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務基本仕様書の表 2-3 に示す機器賃貸借
契約予定 4	平成 30 年度岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用業務委託	平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	別添「岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用業務委託」の業務内容
契約予定 5	平成 31 年度岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用業務委託	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	別添「岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用業務委託」の業務内容

※ 見積金額は、すべて一括総額で記載すること。

※ 見積金額は、消費税及び地方消費税額を除く金額を記載すること。

※ リース料等かかる費用のすべてを含めた金額とすること。

※ 後期高齢者医療制度及び広域連合の状況を理解した上で、かかる費用のすべてを含めた金額とすること。（原則として、追加費用等の要求は認めない。）

※ ハウジングは、平成 30 年 12 月 31 日までの分は、岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム更改等業務委託（契約予定 2）に含め、以後については、岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用業務委託（契約予定 4 及び契約予定 5）に含めること。

(2) 提案書の提出期限

平成 30 年 5 月 22 日（火）午後 5 時（土・日曜日、祝日を除く。事前に持参する時刻を電話連絡すること。）

(3) 提出方法

持参すること。

(4) 提出場所

「14 問合先」参照のこと

(5) 提案の拘束力

提案事業者と広域連合とが当該契約を締結する場合は、提案書に基づく提案価格を参

考とするが、当該金額をもって契約金額を約束するものではない。ただし、当該システム導入の根幹に関わる極めて大幅な変更等を要する場合には、双方誠意をもって対応し、協議するものとする。その結果、契約しない可能性もあり得る。

(6) 提案内容

理解しやすいように簡潔、かつ、わかりやすい表現で記述することとし、専門用語や理解し難い表現に関しては注釈などを追加すること。

(7) 参加資格

申込書を提出した者が、提出期限までに提案書を提出しない場合、プロポーザル参加を辞退したものとみなすものとする。

(8) 見積上限額

各契約予定の見積上限額を次表のとおり示す。なお、契約予定1から5までのすべての見積額（契約予定5にあっては、平成36年3月31日まで同見積額が続くと仮定した見積額）の合計が、各見積上限額の合計額の範囲内であれば、個々の契約ごと（項番ごと）の見積上限額を超えることができる（契約予定3を除く）。

項番	見積上限額	適用	見積書様式
契約予定1	459,000,000円	60か月総額	別記様式3
契約予定2	20,000,000円	総額	別記様式4
契約予定3	19,000,000円	60か月総額	別記様式5
契約予定4	13,908,000円	3か月分総額	別記様式6
契約予定5	55,632,000円	12か月分総額	別記様式7

※ 各見積上限額の合計額は、790,068,000円とする。（契約予定1+契約予定2+契約予定3+契約予定4+契約予定5×5年分とした金額）

9 現地見学について

平成30年4月16日から5月10日までの期間において、現地見学を認める。なお、広域連合及び各市町村の担当者（岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務基本仕様書4.2を参照のこと。）と時間等の調整を行ってから見学すること。

10 本業務に関する質問について

- (1) 本業務に関する質問がある場合は、平成30年4月30日（月）午後5時までに当事務局に質問票により質問すること。質問票の様式は任意とする。
- (2) 上記(1)に係る質問票は、この期日までに電子メールにて送付すること。
- (3) 上記(2)にて受け付けた質問に関しては、平成30年5月16日（水）午後5時までに電子メールにて申込者全員に回答する。

11 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを次のとおり実施する。

- (1) 日 時 平成 30 年 5 月 24 日（木）午後 1 時から 5 時までの指定する時間
- (2) 場 所 岩手県自治会館 4 階 第 5 会議室
- (3) プレゼンテーションの時間は、後日指定する。
- (4) 1 提案事業者の持ち時間は提案説明 30 分間＋質疑応答 5 分間とする。
- (5) パワーポイント等の機器を使用する場合は、各自持参すること。

12 審査及び選定

提案内容の実現性及び妥当性等について、提案書及びプレゼンテーションの内容評価と提案者の活動実績等の対応能力評価も含め、総合的に審査する。

- ア システムの構成は妥当か。
- イ 仕様書の各要件を満たしているか。また、仕様書に記載のない事項についても、後期高齢者医療制度及び広域連合の状況を理解し、考慮されているか。
- ウ サポートの内容及び体制が充実しているか。
- エ 保守の内容は適正か。
- オ 見積金額は妥当か。
- カ 使用者にとって使用しやすいか。
- キ セキュリティが確保されるか。
- ク 構築のスケジュールは妥当か。

13 契約方法

最も優れた提案を行った提案事業者を優先交渉権者として契約手続きを進めることとする。なお、契約内容については、提案内容を基に協議のうえ、随意契約により契約を締結する。

14 問合せ先及び提案書等の提出先

岩手県後期高齢者医療広域連合事務局 業務課 岩淵寛之

〒020-8510 岩手県盛岡市山王町 4 番 1 号 岩手県自治会館 4 階

TEL 019-606-7501 FAX 019-606-7505

E-mail : soumu@iwate-kouiki.jp